

大阪市こどもの貧困対策推進計画（第2期）（素案）の概要

第1章 計画の策定にあたって

計画策定の背景及び趣旨、計画期間

- ・我が国のこどもの貧困率は長期的な傾向としておおむね緩やかに上昇し、OECD（経済協力開発機構）加盟国の中でも高い水準にあるといった状況を背景に、国において、平成26年1月「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年8月には「子供の貧困対策に関する大綱」が策定された。
- ・令和6年には法律の題名が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められ、「こどもの貧困を解消し、貧困による困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことが明記された。
- ・本市においては、平成28年2月、市長を本部長とする大阪市こどもの貧困対策推進本部を設置し、同年に大阪府と共同で実施した子どもの生活に関する実態調査の結果を踏まえ、市を挙げてこどもの貧困対策を総合的に推進するため、平成30年3月に大阪市こどもの貧困対策推進計画を策定してきたところである。この計画が令和6年度末で終期を迎えることから、引き続きこどもの貧困対策を進めるため、令和5年度に実施した子どもの生活に関する実態調査結果をもとに第2期計画を策定することとした。
- ・計画は、令和6年度中に策定し、令和7年度～11年度の5年間を計画期間とする。

令和5年度子どもの生活に関する実態調査の概要

- ・こどもたちを取り巻く環境を正確に把握し、今後の必要な施策を検討するため、令和5年6月27日～7月14日にかけて調査を実施。
- ・市立の小学校5年生、中学校2年生の全児童生徒とその保護者、市内認定こども園、幼稚園、保育所等の全5歳児の保護者を対象に、学校園を通じて調査票を配付、回収。（回収率70.1%）

子どもの生活に関する実態調査の結果確認された主な課題

1 家計と収入に関すること

- ・困窮度が高くなるにつれ、生活上の困難の経験が多くなっている。
- ・前回調査と比較すると、等価可処分所得はやや上昇しているが、相対的貧困率は改善が見られず、生活面での様々な格差が依然として存在している。
- ・前回調査と比較して、母子世帯は正規群、非正規群の割合が変化していない。

2 ひとり親世帯等に関すること

- ・母子世帯において、非正規群の割合が高く、半数以上が相対的貧困にある。
- ・養育費は、前回調査と比較すると全体的に受領率が上がっている一方、困窮度が高くなるにつれ受領率が低くなっている。
- ・世帯構成に関わらず、若年で親になった世帯は母親の最終学歴は中学校卒業や高等学校中途退学の割合が他の年齢層と比べて高い。

3 学習習慣・生活習慣に関すること

- ・困窮度が高くなるにつれ、こどもの勉強時間や読書時間が短く、学習理解度が低くなっている。
- ・困窮度が高くなるにつれ、保護者がこどもの生活リズムを整える割合が低くなる。
- ・困窮度が高くなるにつれ、塾や習い事に通う割合が低くなり、親・こども共に希望する進学先について大学・短期大学の割合が低くなっている。

4 つながりに関すること

- ・こどもが放課後に過ごす場所は、前回調査と同様自宅が一番多く、増加もしている。学校（クラブ活動）は減っている。友人との関係性が薄れることは、孤立や孤独へ向かう懸念も生じる。
- ・困窮度が高くなるにつれ、こどもや保護者が気になる心身の自覚症状が多くなり、家庭の経済状況は、こどもや保護者の健康面にも影響を及ぼしている。

5 必要な支援の利用に関すること

- ・就学援助や児童扶養手当等の社会保障制度に関しては、困窮度Ⅰ・Ⅱ群においても、「対象外だと思う」という理由で利用していない世帯が見受けられる。習い事・塾代助成事業については、塾代助成カードを持っていない世帯は少なくなっているが、持っていないか、持っているのに利用していない世帯が困窮度Ⅰ群でも一定数存在している。
- ・支援を必要とするこどもや家庭に、活用できる資源や施策が十分に届いていない可能性があることから、プッシュ型・アウトリーチ型による相談支援の強化や、より分かりやすい申請方法の検討など、こどもや家庭が必要な情報を得られ、必要な支援を受けられるようアクセシビリティに留意しながら取組を強化する必要がある。

第2章 計画の基本的な考え方

計画の基本理念

こどもの貧困の背景には、様々な社会的要因があることを社会全体で広く共有し、貧困により、こども・若者がその権利利益を書され及び社会から孤立することがないよう、現在の貧困を解消するとともに将来の貧困を防ぐため、必要な支援が切れ目なく行われることで、一人一人の豊かな人生を実現できる社会を、大阪のまちの力を結集して実現します

重視する視点

1 こども・若者が幸せな状態で成長できるための支援の推進

貧困と格差の解消を図り、すべてのこども・若者が、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるよう取り組む

2 切れ目のない支援の推進

貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、施策を推進

3 社会全体で取組を推進

こどもの貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切ることは、活力ある社会の創造につながることから、社会全体でこどもの貧困対策に取り組む

4 アクセシビリティの充実

こども・若者や子育て当事者に必要な情報や支援が届くよう、情報発信や広報を改善・強化するとともに、手続き等の簡素化を通じた利便性の向上に取り組む

施策体系(各施策は互いに連携し相乗効果が生み出されるよう取り組む)

施策1 学びの支援の充実

すべてのこども・若者が、家庭の経済状況にかかわらず、幼児期から高等教育段階において質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばして、未来を切り拓いていける力を身につけることが何よりも重要

- ―(1) 幼児教育・保育の無償化と質の向上を図ります
- ―(2) 一人一人の状況に応じた学力向上の取組を推進します
- ―(3) 学びを保障し、望む進路の選択ができるよう支援します
- ―(4) 多様な体験や学習の機会を提供します

施策2 家庭生活の支援の充実

こども・若者への支援に加え、保護者の妊娠・出産期からの相談支援をはじめとする生活の安定に資する支援の充実を図ることが重要

- ―(1) 子育て家庭における養育や教育を支援します
- ―(2) こども・若者や子育て当事者の健康を守る取組を推進します
- ―(3) ひとり親家庭等、特に支援が必要な家庭を支援します

施策4 つながり・見守りの仕組みの充実

こどもの貧困の背景には様々な社会的な要因があることを社会全体で広く共有し、このような状況にあるこども・若者や子育て当事者が必要な支援を受けつつ、地域や社会とつながりをもって、安心して暮らせることが必要

- ―(1) こども・若者や子育て当事者のつながりを支援します
- ―(2) 社会全体でこども・若者や子育て当事者を支援する取組を推進します

施策3 生活基盤の確立支援の充実

保護者の就業支援は、子育て当事者の安定的な経済基盤を確保する観点から大変重要であり、職業生活の安定と向上に資する支援とともに、仕事と両立して安定してこどもを育てられる環境の充実も必要

また、社会的養護経験者は、進学・就職や自立した生活を営む上で様々な困難に直面している場合が多く、一人一人段階を経て自立をしていけるよう、支援の充実が必要

- ―(1) 就業を支援します
- ―(2) 施設退所者等の自立を支援します
- ―(3) 仕事と子育ての両立を支援します
- ―(4) 経済的な負担の軽減を図ります

観点:①家庭の経済状況によりこどもの生活が制約されることなく夢や希望を持ち挑戦できるようにする ②支援を必要としている人に必要な支援を届ける

新たに
目標を
設定

めざす姿

- ①こども食堂などへの参加を希望しているこどもが、参加できている状態
- ②経済的な状況に関わらず、学習塾や習い事に行きたいと思う人が行ける状態
- ③こどもにとって不利益が生じることがないよう、養育費の履行が確保できている状態
- ④就学援助制度の対象であるにも関わらず利用できていない状態の改善

「子どもの生活に関する実態調査」並びに「ひとり親家庭等実態調査」において把握できる数値を目標値として設定し、次回調査時(R10)に達成しているか確認

第3章 主な取組

施策体系の考え方に対応するこどもの貧困対策に資する取組・事業を中心に掲載する

第4章 計画の推進にあたって

計画の推進にあたって

- 1 計画の推進体制 (こどもの貧困対策推進本部会議、こども・子育て支援会議)
- 2 計画の進捗管理 (基本理念の実現に向け数値目標を設定するとともに、こども・若者や子育て当事者の置かれた状況を毎年度把握するための28の指標を設定)
- 3 関係機関との連携 (国・大阪府等関係機関と地域や企業等と一層連携し、社会全体でこどもの貧困対策を推進するとともに、施策の効率的・効果的な推進を図る)